

鳥取縣公報

條例

◇鳥取縣條例第四十四号

昭和二十四年三月鳥取縣條例第六号鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例の一部を次の改正する。

昭和二十五年八月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例中改正條例

第三條第一項中「一万五千元」を「三万円」に、「十五万円」を「二十万円」に、「十六万五千元」を「二十三万円」に、「十八万円」を「二十六万円」に、「二十四万円」を「三十五万円」に、「三十万円」を「四十五万円」に改め、同條第二項中「第九條及び第十條」を「第九條から第十條の七」までに改める。

第五條第一項及び第六條第二項中「二千四百円」を

昭和二十五年八月十一日 金曜日
第二千三百三十三号

本書ノ大キサハ縦長A五判

「四千八百円」に改める。

附則

この條例は、公布の日から施行する。但し、第三條の改正規定は、昭和二十五年七月分の恩給から適用し、第五條第一項及び第六條第二項の改正規定は、昭和二十五年一月一日から適用する。

昭和二十三年十一月三十日以前に給与事由の生じた退職料、増加退職料又は扶助料については、昭和二十五年一月分以降その年額を左の各号の規定による年額に改定する。

一、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給については、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第一号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得たる年額

00987

二、昭和二十三年七月一日以後給与事由の生じた恩給については、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第二号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

前項の規定による恩給年額の改定は、受給者の請求を待たずに行う。

昭和二十四年十二月三十一日以前に給与事由の生じた増加退職料又は扶助料に対する扶養家族又は扶養遺族の員数による加給の年額を計算する場合には、同年同月分までに係るその年額の計算については、なお従前の例による。

前項に規定する加給については、昭和二十五年一月分以降その年額を第五條第一項又は第六條第二項の改正規定を適用して算出して得た年額に改定する。

前項の規定による加給年額の改定は、受給者の請求を待たずに行う。

第一号表
恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
一四、四〇〇円	三八、二〇八円
一五、八四〇	四〇、四二八
一七、二八〇	四二、七八〇
一八、七二〇	四五、二六四
二〇、一六〇	四七、八九二
二二、〇八〇	五〇、六七六
二四、〇〇〇	五三、六一六
二五、九二〇	五六、七二四
二七、八四〇	六〇、〇二四
二九、七六〇	六三、五〇四
三一、六八〇	六七、二〇〇
三三、六〇〇	六九、一一〇
三六、〇〇〇	七三、一二八
三八、四〇〇	七七、三七六
四〇、八〇〇	八一、八七六
四三、二〇〇	八六、六二八
四五、六〇〇	九一、六五六
四八、〇〇〇	九六、九八四
五〇、四〇〇	一〇二、六一二
五二、八〇〇	一〇八、五六四

00988

五五、二〇〇	一四、八七六
五七、六〇〇	一一、五四八
六二、四〇〇	一一、八〇四
六七、二〇〇	一三、〇六八
七二、〇〇〇	一四、三九七
七六、八〇〇	一五、三三〇
八一、六〇〇	一六、五九二
八六、四〇〇	一七、五二八
九一、二〇〇	一八、六〇四
九六、〇〇〇	二〇、〇〇八

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が一四、四〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の百分の二百六十五倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を、恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が九六、〇〇〇円をこえる場合においては、その俸給年額の百分の二百十倍に相当する金額(一円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)を、それぞれ仮定俸給年額とする。

第二号表
恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
一一三、四〇〇円	三八、二〇八円
一一四、二四〇	三九、三〇〇
一一四、九六〇	四〇、四二八
一一五、八〇〇	四一、五九二
一一六、五二〇	四二、七八〇
一一七、三六〇	四四、〇〇四
一一八、〇八〇	四五、二六四
一一八、九二〇	四六、五六〇
一二九、六四〇	四七、八九二
一三〇、四八〇	四九、二六〇
一三一、二〇〇	五〇、六七六
一三一、〇四〇	五二、一一八
一三二、七六〇	五三、六一六
一三三、六〇〇	五五、一五二
一三四、三二〇	五六、七二四
一三五、八八〇	五八、三五六
一三七、四四〇	六〇、〇二四
一三九、〇〇〇	六一、七四〇
一四〇、五六〇	六三、五〇四
一四二、一二〇	六五、三二八

四三、六八〇	六七、二〇〇
四五、二四〇	六九、一二〇
四六、八〇〇	七一、一〇〇
四八、三六〇	七三、一二八
四九、九二〇	七五、二二八
五一、四八〇	七七、三七六
五三、〇四〇	七九、五九六
五四、六〇〇	八一、八七六
五六、一六〇	八四、二一六
五七、七二〇	八六、六二八
五九、二八〇	八九、一一二
六〇、八四〇	九一、六五六
六一、四〇〇	九四、二八四
六三、九六〇	九六、九八四
六五、五二〇	九九、七五六
六七、〇八〇	一〇二、六一二
六八、六四〇	一〇五、五五二
七一、七六〇	一〇八、五六四
七四、八八〇	一一一、六七二
七八、〇〇〇	一一四、八七六
八一、一二〇	一一八、一六四
八四、二四〇	一二一、五四八
八七、三六〇	一二五、〇二八

九〇、四八〇	一二八、六〇四
九三、六〇〇	一三二、二八八
九六、七二〇	一三六、〇六八
九九、八四〇	一三九、九六八
一〇二、九六〇	一四三、九七六
一〇六、〇八〇	一四八、〇九二
一〇九、二〇〇	一五二、三四〇
一一二、三二〇	一五六、六九六
一一五、四四〇	一六一、一八四
一一八、五六〇	一六五、七九二
一二一、六八〇	一七〇、五四四
一二四、八〇〇	一七五、四二八
一二七、〇四〇	一八〇、四四四
一三〇、一六〇	一八五、六〇四
一三三、二八〇	一九〇、九二〇
一三六、四〇〇	一九六、三八〇
一三九、五二〇	二〇二、〇〇八

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が二三、四〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の百分の百六十三倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を、恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が一五六、〇〇〇円をこえる場合においては、その俸給年額の百分の百二十九倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を、それぞれ仮定俸給年額とする。

規 則

◇鳥取縣規則第五十八号

鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例中改正條例(昭和二十五年八月鳥取縣條例第四十四号)附則第二項及び第五項の規定により改定すべき恩給の改定手続を次のように定める。

昭和二十五年八月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例中改正條例

附則の規定により改定すべき恩給の改定手続

第一條 鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例中改正條例(昭和二十五年八月鳥取縣條例第四十四号)附則第二項及び第五項の規定により改定すべき退職料、増加退職料又は扶助料(以下改定すべき退職料又は扶助料という)の改定手続については、この規則の定めるところによる。

第二條 改定すべき退職料又は扶助料であつて、昭和二十五年八月十一日前の日附のある証書によつて支給するものについては、権利者の請求を待たずにこれを改定して、その改定年額を表示した新証書を発行する。

2、前項の新証書を発行するまでは、改定年額を表示した支給額票(別記第一号様式)をはりつけた従前の恩給証書によつて改定年額を支給する。

第三條 前條第二項の支給額票は、権利者の請求を待たずに調製して、権利者に交付する。

第四條 第二條第一項の新証書の交付を受けようとする権利者は、新証書交付請求書(別記第二号様式)に支給額票をはりつけた従前の恩給証書を添付し、退職料

の受給者にあつては、昭和二十五年十月渡の支給を受けた後、その他の恩給受給者にあつては、昭和二十六年一月渡の支給を受けた後、これを鳥取縣知事に差し出すことを要する。

第五條 改定すべき退隠料又は扶助料であつて昭和二十五年八月十一日以後裁定するものについては、改定年額及び従前の年額を表示した証書を発行する。

第六條 支給額票を亡失し、又は損したときは、鳥取縣知事に対しその再交付を請求することができる。

第七條 改定すべき退隠料又は扶助料の証書であつて昭和二十五年八月十一日附のあるもの及びこれに限りつけた支給額票は、昭和二十七年八月十日限りその効力を失う。

第八條 前六條の場合において、これらの規定に別段の定のない事項については、鳥取縣吏員等恩給條例施行細則（昭和十四年二月鳥取縣條例第二号）を準用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(別記)
第一号様式

昭和二十五年一月一日以降
退隠料年額改定支給額票

現証書記号番号	第	号
改定証書記号番号	第	号
改定年額		円
昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで	支給年額	円
昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで	支給年額	円
昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで	支給年額	円
氏 名		
生 年 月	年 月 生	

(鳥取縣)

昭和二十五年一月一日以降
退隠料年額改定支給額票
増加退隠料

現証書記号番号	第	号
改定証書記号番号	第	号
改定年額	増加退隠料年額 退隠料年額 計 (増加退隠料には家族 の加給年額 円を含む)	円 円 円
給与の終期	昭和	年 月
障害補償 による停止	停止額 停止の期	円 昭和 年 月
氏 名		
生 年 月	年 月 生	

(鳥取縣)

昭和二十五年一月一日以降
普通扶助料年額改定支給額票

現証書記号番号	第	号
改定証書記号番号	第	号
改定年額		円
続 柄		
氏 名		
生 年 月	年 月 生	

(鳥取縣)

(二)

昭和二十五年一月一日以降
公務扶助料年額改定支給額票

現証書記号番号	第	号
改定証書記号番号	第	号
改定年額	円 (遺族 人の加給年額 円を含む。)	
遺族補償 による停止	停止額 昭和 年 月	円
続氏	柄名	
生年	年	月生

(鳥 取 縣)

第二号様式

改定証書交付請求書

支給額票をはりつけた証書を送付するから、昭和二十五年の改定証書を交付されたい。

昭和 年 月 日

現住所

権利者氏名

鳥取縣知事

殿

㊟

訓 令

鳥取縣訓令第十五号

鳥取縣立中央病院長

鳥取縣立中央病院処務規程を次のように定める。

昭和二十五年八月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立中央病院処務規程

第一條 鳥取縣立中央病院(以下病院という)に次の三

部を

- 医務部
- 看護部
- 事務部

第二條 医務部、看護部、事務部に次の科局室又は係をおく。

- 一、医務部
 - 内科
 - 小兒科
 - 外科
 - 皮膚ひ尿科
 - 産婦人科
 - 眼科
 - 耳鼻咽喉科
 - 齒科
 - 薬局
 - 病理、細菌試験室
 - 放射線室

二、看護部

- 看護教育係
- 看護係

三、事務部

- 庶務係
- 会計係
- 社会保険用度係
- 医事係

第三條 医務部においては次の業務をつかさどる。

- 一、傷病の診療及び予防に関すること
- 二、体力管理及び保健指導に関すること
- 三、身体検査その他の医療上の検査に関すること
- 四、救護に関すること
- 五、その他前各号に附帯する医務に関すること

第四條 看護部においては次の業務をつかさどる。

- 一、患者又はじよく婦に対する療養の世話に関すること
- 二、病室の掃除に関すること
- 三、病室の管理に関すること
- 四、病室の設備に関すること
- 五、病室の補助に関すること

(一)

昭和二十五年一月一日以降
公務扶助料年額改定支給額票

現証書記号番号	第	号
改定証書記号番号	第	号
改定年額	円	
	(遺族 人の加給年額 円を含む。)	
遺族補償 による停止	停 止 の 期	円
	昭和	年 月
続 氏	柄 名	
生 年 月	年 月 生	

(鳥 取 縣)

第二号様式

改定証書交付請求書

支給額票をはりつけた証書を送付するから、昭和二十五年の改定証書を交付された。

昭和 年 月 日

現住所
權利者氏名
鳥取縣知事 殿

訓 令

鳥取縣訓令第十五号

鳥取縣立中央病院長

鳥取縣立中央病院処務規程を次のように定める。

昭和二十五年八月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立中央病院処務規程

第一條 鳥取縣立中央病院(以下病院という)に次の三

部をおく。

医務部

看護部

事務部

第二條 医務部、看護部、事務部に次の科局室又は係をおく。

一、医務部

内科

小兒科

外科

皮膚泌尿科

産婦人科

眼科

耳鼻咽喉科

齒科

薬局

病理、細菌試験室

放射線室

二、看護部

看護教育係

看護係

三、事務部

庶務係

会計係

社会保険用度係

医事係

第三條 医務部においては次の業務をつかさどる。

一、傷病の診療及び予防に関すること

二、体力管理及び保健指導に関すること

三、身体検査その他の医療上の検査に関すること

四、救護に関すること

五、その他前各号に附帯する医務に関すること

第四條 看護部においては次の業務をつかさどる。

一、患者又はじよく婦に対する療養の世話に関すること

二、診療の補助に関すること

00995

- 三、病室の管理に關すること。
- 四、看護婦の教育に關すること。
- 五、その他前各号に附帶する看護に關すること。
- 第五條 事務部においては次の業務をつかさどる。
 - 一、職員の身分、服務その他人事に關すること。
 - 二、予算、決算並びに金銭出納に關すること。
 - 三、文書の往復並びに記録編さん保存に關すること。
 - 四、調度品の購入、保管並びに管轄に關すること。
 - 五、患者の受付、診療報酬の收納に關すること。
 - 六、社会保険診療報酬の請求に關すること。
 - 七、患者給食に關すること。
 - 八、院内の取締りその他、他の部に属しないこと。
- 第六條 病院に院長、副院長をおく。
 - 院長、副院長は知事がこれを命ずる。
 - 院長は知事の指揮監督を受け院務を総理する。
 - 副院長は院長を補佐し院長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 第七條 各部に部長をおく。

部長は院長、副院長の命を受け主管の業務を処理する。

第八條 各科局室又は係に医長、局長又は室係長（以下長という）をおく。

長は院長がこれを命ずる。

第九條 職員の所属は院長がこれを命ずる。

第十條 院長、副院長ともに事故あるときは院長の定めたる部長がその職務を代行する。

第十一條 病院に次の職員をおく。

- 事務吏員
- 技術吏員
- 囑託
- 雇
- 看護婦
- 掃除婦
- 炊事婦
- 衛生雇
- 給仕

00996

小使

第十二條 次の事項は院長がこれを専決処理することができる。

- 一、昭和二十四年一月二十八日鳥取縣條例第五号鳥取縣立中央病院使用料及び手数料徴收條例第二條但書の規定による使用料及び手数料徴收額の減免に關すること。
 - 二、職員の休暇、欠勤、旅行（縣外の場合を除く）許可に關すること。
 - 三、職員の縣内出張並びに超過勤務の命令に關すること。
 - 四、病院運営委員会に關すること。
- 第十三條 前各條に規定するもの、外必要な事項に關しては院長が別に処務細則を定めることができる。
- 附則
- この規程は公布の日から施行する。

告示

鳥取縣告示第三百九十二号

昭和二十五年八月二日、七月定例縣会の議決を経た昭和二十五年鳥取縣歳入歳出追加更正予算、及び昭和二十五年特別會計縣立中央病院事業費歳入歳出追加更正予算は次の通りである。

昭和二十五年八月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和25年度鳥取縣歳入歳出追加更正予算

歳入	科 目	追加更正予算額
1 縣 税		358,060
2 地方配付税		358,060
3 分担金及負担金		100,000
4 分担金		100,000
5 使用料及び手数料		1,326,885
6 使用料		150,000
7 手数料		1,176,885
8 國庫支出金		23,168,555

- 三、病室の管理に關すること。
- 四、看護婦の教育に關すること。
- 五、その他前各号に附帶する看護に關すること。
- 第五條 事務部においては次の業務をつかさどる。
 - 一、職員の身分、服務その他人事に關すること
 - 二、予算、決算並びに金銭出納に關すること
 - 三、文書の往復並びに記録編さん保存に關すること
 - 四、調度品の購入、保管並びに管轄に關すること
 - 五、患者の受付、診療報酬の收納に關すること
 - 六、社会保険診療報酬の請求に關すること
 - 七、患者給食に關すること
 - 八、院内の取締りその他、他の部に属しないこと
- 第六條 病院に院長、副院長をおく。

院長は知事の指揮監督を受け院務を總理する。
副院長は院長を補佐し院長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 第七條 各部に部長をおく。

- 部長は院長がこれを命ずる。
- 第八條 各科科室又は係に医長、局長又は室係長(以下長という)をおく。

長は院長がこれを命ずる。
- 第九條 職員の所屬は院長がこれを命ずる。
- 第十條 院長、副院長ともに事故あるときは院長の定めたる部長がその職務を代行する。
- 第十一條 病院に次の職員をおく。
 - 事務吏員
 - 技術吏員
 - 囑託
 - 雇
 - 看護婦
 - 掃除婦
 - 炊事婦
 - 衛生雇
 - 給仕

小使

第十二條 次の事項は院長がこれを専決処理することができる。

- 一、昭和二十四年一月二十八日鳥取縣條例第五号鳥取縣立中央病院使用料及び手数料徴收條例第二條但書の規定による使用料及び手数料徴收額の減免に關すること。
 - 二、職員の休暇、欠勤、旅行(縣外の場合を除く)許可に關すること。
 - 三、職員の縣内出張並びに超過勤務の命令に關すること。
 - 四、病院運営委員会に關すること。
- 第十三條 前各條に規定するもの、外必要な事項に關しては院長が別に処務細則を定めることができる。
- 附則
この規程は公布の日から施行する。

告示

鳥取縣告示第三百九十二号

昭和二十五年八月二日、七月定例縣会の議決を経た昭和二十五年鳥取縣歳入歳出追加更正予算、及び昭和二十五年特別会計縣立中央病院事業歳入歳出追加更正予算は次の通りである。

昭和二十五年八月十一日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

歳入	歳入	追加更正予算額
1 縣 税		358,060
3 地方配付税		358,060
3 分担金及負担金		100,000
1 分担金		100,000
4 使用料及び手数料		1,826,885
1 使用料		150,000
2 手数料		1,676,885
5 國庫支出金		23,168,555

1 国庫負担金	6,679,344	10 建築費	201,610
2 国庫補助金	16,489,211	5 教育費	7,318,144
6 寄附金	3,718,144	17 体育保健費	1,000,000
1 寄附金	3,718,144	18 教育施設費	6,318,144
9 雑収入	2,949,230	19 教育諸費	-
6 雑入	2,949,230	6 社会及び労働施設費	△29,620
10 縣債	13,680,000	2 社会福祉費	△149,620
1 縣債	13,680,000	3 兒童保護費	-
歳入合計	45,800,874	4 兒童福祉費	-
歳出		6 世話費	120,000
2 縣庁費	436,565	7 保健衛生費	1,809,100
1 縣職員費	436,565	1 保健所費	1,000,000
4 土木費	17,311,610	3 傳染病予防費	459,100
3 道路橋梁費	9,810,000	9 公衆衛生取締費	350,000
4 河川費	4,000,000	8 産業經濟費	14,049,650
6 砂防費	3,000,000	1 農業費	1,459,550
7 産業開發調査費	300,000	2 水産業費	-
9 災害土木費	-	5 畜産業費	1,844,600

00997

10 物資調整費	613,000	4 雑入	525,000
9 開拓事業費	2,639,000	5 繰越金	120,000
10 耕地事業費	7,493,500	1 前年度繰越金	120,000
10 統計調査費	4,071,624	歳入合計	966,212
1 統計調査費	4,071,624	歳出	
11 選挙費	642,000	1 縣立病院費	966,212
4 海区域漁業調整委員会委員選挙費	642,000	1 病院費	650,000
13 諸支出金	191,801	2 給食実施費	316,212
5 大山地域綜合開發委員会費	180,000	歳出合計	966,212
7 渉外費	61,801		
歳出合計	45,800,874		

昭和25年度特別会計 設立中央病院事業費
歳入歳出追加更正予算

歳入	追加更正予算額
8 雑収入	846,212
1 辨償金及報償金	316,212
3 物品売却代	5,000

昭和二十五年八月十一日

豊田縣公報 第二十三号 昭和二十五年八月十一日

(第三種郵便物認可)

一三

89600

00999

◇鳥取縣告示第三九十四号

肥料取締法の規定により次のものを肥料生産業者として登録した。

昭和二十五年八月十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

登録番号	肥料の名称	含有する主成分の最少量%		住 所	氏 名
		窒素全量	磷酸全量		
鳥取縣七四	消石灰	有効	石灰 六五%	八頭郡安部村安井	藤原彦嗣輝
同七五	菜種油粕	五、三	二、三 一、三	日野郡八郷村字真野一〇六三ノ一	八郷村農業協同組合
同七六	魚かす粉末	七、五	四、〇 (塩化ソーダ 五、〇)	東伯郡泊村字泊七一六	藤井 力造
同七七	同	同	同	泊村園九四九	市木 榮
同七八	菜種油粕粉末	五、三	二、三 一、三	同 橋津村字橋津榮一三五	宮崎 捷一
同七九	菜種油粕	同	同	日野郡二部村字三部一三三	谷口 忠雄
同八〇	同	同	同	八頭郡智頭町字木原三〇	佐々木通元
同八一	同	同	同	氣高郡千代水村字安長五三四	坪内 政男
同八二	同	同	同	岩美郡米里村字久末八九ノ二	米里村農業協同組合
同八三	同	同	同	氣高郡寶木村字寶木一五六一	米田 良藏
同八四	同	同	同	八頭郡八東村字岩淵二九六	見染喜太郎
同八五	同	同	同	日野郡石見村字三吉五三	中村憲太郎

01000

◇鳥取縣告示第三百九十六号

建設業法第九條第三項の規定による届出があつたから同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十五年七月二日抹消した。

昭和二十五年八月十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

同八六	同	同	同	岩美郡米里村字久末三一	小林 勘二
同八七	同	同	同	鳥取市南本寺町一四	糸沢 佳夫
同八八	同	二、〇	同	同 行徳三七〇ノ一	藤井 博
同八九	同	二、三	一、三	東伯郡高城村字上福田四八二	高城村農業協同組合
同九〇	同	同	同	日野郡江尾町大字江尾	岡田 寛史

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる營業所の所在地 申請者氏名
 鳥取縣知事登録 昭和二十四年 北出建築事務所 米子市角盤町二丁目一〇五番地 北出 箕吉
 (五)第六二号 十月十九日

